



# 資料 1

## 高知県地域福祉支援計画の基本事項



# 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に係るこれまでの社会福祉法の改正など

平成28年（2016年）6月

「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる

社会福祉法改正  
平成30年（2018年）4月施行

## 【主な内容】

- **市町村の包括的な支援体制づくりが努力義務化。**（第106条の3）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。（以下略）

- **地域福祉支援計画の策定が努力義務化。福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。**（第108条）

※ 市町村が策定する地域福祉計画についても同様（第107条）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（以下略）

## 【主な内容】

- **“地域共生社会の実現”の理念が社会福祉法に新設**（第4条第1項）

第4条第1項 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

- 市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する**包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業や、その財政支援の規定の創設（第106条の4～6）**

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、（略）重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- **国及び都道府県は、市町村の包括的な支援体制の整備に向けた取組を後方支援することが努力義務化**（第6条第3項）

第6条第3項 国及び都道府県は、市町村において（略）重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報提供その他の援助を行わなければならない。

- 市町村の**地域福祉計画に、包括的な支援体制の整備の事項を盛り込むことが努力義務化**（第107条）

第107条 市町村は地域福祉の推進に市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一～四（略）

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

社会福祉法改正  
令和3年（2021年）4月施行

地域共生社会の実現  
に向けた包括的な  
支援体制の整備が  
努力義務化

# これまでの地域福祉支援計画・地域福祉計画・地域福祉活動計画策定状況

## 都道府県地域福祉支援計画

【社会福祉法 第108条】  
社会福祉法改正（H30.4.1）

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事するものの確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

 **令和2年度に全都道府県で策定済み**

## 地域福祉アクションプラン

### 市町村地域福祉計画

【社会福祉法 第107条】  
社会福祉法改正（H30.4.1）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### 市町村地域福祉活動計画

【地域福祉計画策定指針】  
(H15.11全国社会福祉協議会)

社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画

 **県内の全市町村及び市町村社会福祉協議会で地域福祉計画、地域福祉活動計画策定済**

(参考) 全国の市町村地域福祉計画の策定状況  
(令和4年4月1日時点)

	策定済み	策定予定	策定未定	計
市区	775	16	24	815
	95.1%	2.0%	2.9%	100%
町村	701	69	156	926
	75.7%	7.5%	16.8%	100.0%
計	1,476	85	180	1,741
	84.8%	4.9%	10.3%	100.0%

出典：厚生労働省 地域福祉計画策定状況等調査結果

# 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

## ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯、災害、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども、子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応のあり方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的なサービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内での虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着眼した支援の在り方
- ク サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

## ② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

- ア 市町村に対する支援
- イ 市町村が実施する広域事業に対する支援
- ウ 都道府県管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築

## ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

- 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等

## ④ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

- 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給体制の確立のための基盤整備の促進等

## ⑤ 市町村における地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備への支援に関する事項

- ア 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築
- イ 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案
- ウ 住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言
- エ その他必要な事項

## 新 ⑥ その他都道府県社会福祉協議会の活性化等

※①～⑤は社会福祉法第108条の各項目、⑥は法改正（R3.4.1施行）により変更された項目  
※□内はR3.3.31「地域共生社会の実現に向けた地域福祉について」の改正について（通知概要）より抜粋（厚生労働省）

# 第4期高知県地域福祉支援計画改定スケジュール（案）

## 第4期地域福祉支援計画スケジュール案

<計画期間：令和6年度～令和9年度（4年間）>

令和5年2月13日 社会福祉審議会  
【諮問、専門分科会での検討、スケジュールの確認】

・計画の見直しに向けた庁内検討会 等

7月11日 第1回専門分科会  
【計画骨子(案)、基本事項の確認等】

・庁内検討会、理念と基本施策(案)の検討 等

10月24日 第2回専門分科会  
【課題、理念、基本施策の検討等】

・計画書(案)の作成、庁内検討会、市町村との  
連絡調整 等

12月7日 第3回専門分科会  
【計画書(原案)の検討】

令和6年2月5日 第1回社会福祉審議会  
【「高知県地域福祉支援計画」(原案)の検討】

2月中旬～3月中旬  
パブリックコメント

3月 第4回専門分科会  
(書面開催)  
【地域福祉支援計画(案)の検討】

令和6年3月 第2回社会福祉審議会  
【地域福祉支援計画(案)の承認、答申】

令和6年4月以降 冊子製本及び関係機関への郵送

## 第3期地域福祉支援計画 策定経過

<計画期間：令和2年度～令和5年度（4年間）>

平成31年1月30日 社会福祉審議会  
【諮問、専門分科会での検討、スケジュールの確認】

7月16日 第1回専門分科会  
【計画策定の進め方等の確認】

・庁内検討、理念と基本施策(案)の検討 等

9月10日 第2回専門分科会  
【計画骨子(案)、基本事項の確認等】

・計画書(案)の作成、庁内検討、市町村との連絡調整 等

令和2年2月19日 第3回専門分科会  
【地域福祉支援計画(案)の検討】

令和2年3月23日 社会福祉審議会  
(書面開催)  
【地域福祉支援計画(案)の承認、答申】

3月9日～  
3月29日  
パブリックコ  
メント

## 第2期地域福祉支援計画 策定経過

<計画期間：平成28年度～平成31年度（4年間）>

平成26年9月25日 社会福祉審議会  
【諮問、専門分科会での検討、スケジュールの確認】

・計画の見直しに向けた庁内検討会 等

6月5日 第1回専門分科会  
【計画骨子(案)、基本事項の確認等】

・庁内検討会、理念と基本施策(案)の検討 等

8月11日 第2回専門分科会  
【課題、理念、基本施策の検討等】

・計画書(案)の作成、庁内検討会、市町村との  
連絡調整 等

10月28日 第3回専門分科会  
【計画書(原案)の検討】

平成28年1月26日 社会福祉審議会  
【「高知県地域福祉支援計画」(原案)の検討】

2月23日～  
3月14日  
パブリック  
コメント

3月 第4回専門分科会(書面開催)  
【地域福祉支援計画(案)の検討】

平成28年3月28日 社会福祉審議会  
【地域福祉支援計画(案)の承認、答申】